

環 備 一 6 3
令和 7 年 4 月 1 0 日

一般社団法人秋田県産業資源循環協会
会長 平野 久貴 様

秋 田 県 生 活 環 境 部 長
(公 印 省 略)

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の
改定について（通知）

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日ごろから御協力いただき感謝申し上げます。

さて、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルについて、急性呼吸器感染症が感染症法第 6 条第 6 項第 9 号に規定する五類感染症に追加されたことを踏まえ改定されました。

つきましては、感染性廃棄物の適正処理の確保について本マニュアルを御利用くださるよう、貴会会員あて周知をお願いします。

なお、本マニュアルについては、環境省ホームページ (https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html) に掲載されておりますので、適宜ダウンロードして御利用ください。

《担当》

秋田県生活環境部環境整備課

調整・循環型社会推進チーム 山崎

廃棄物対策チーム 高橋

T E L 018-860-1622, 1624

F A X 018-860-3835